

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	健康局健康推進部生活衛生課(06-6208-9981)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	理容所の閉鎖命令
概要	理容師法では、理容所に必要な措置及び開設者による管理理容師の設置(ただし理容師である従業者の数が常時2人以上の場合に限る)が定められています。これらの規定に違反した場合は、大阪市長は期間を定めて理容所の閉鎖を命ずることができます。また、理容師以外の者若しくは理容所において業務の停止処分を受けている理容師に業を行わせたとき大阪市長は期間を定めて理容所の閉鎖を命ずることができます。
根拠法令等 及び条項	理容師法 (昭和22年12月24日法律 第234号)第14条第1項
処分基準	<p>1 理容所の開設者が理容師法第11条の4の規定に違反し、かつ本市の是正指導に従わない場合は、期間を定めて当該理容所の閉鎖を命ずる。</p> <p>2 理容所の開設者が理容師法第12条の規定に違反し、かつ本市の是正指導に従わない場合は、期間を定めて当該理容所の閉鎖を命ずる。</p> <p>3 理容所の開設者が理容師以外の者若しくは第10条第2項の規定による業務停止処分を受けている者にその理容所において理容の業を行わせ、本市の是正指導に従わない場合は、期間を定めて当該理容所の閉鎖を命ずる。</p> <p>第14条第1項 都道府県知事は、理容所の開設者が、第11条の4若しくは第12条の規定に違反したとき、又は理容師以外の者若しくは第10条第2項の規定による業務の停止処分を受けている者にその理容所において理容の業を行わせたときは、期間を定めて理容所の閉鎖を命ずることができる。</p>
ホームページ	
備考	